

ひと筆

私が古い法律書を買う集める理由



福岡県弁護士会会員

鐘ヶ江 啓司

Kanegae, Keiji

私は、ごく普通の街弁です。福岡で個人事務所を経営し、刑事弁護や中小企業のトラブル、離婚・相続、交通事故などを取り扱っています。

そんな私ですが、ひとつ他の会員と比べて変わったところがあります。古い法律書を多数購入しているということです。私は、独立開業した2012年から、多くの法律書を買うようになりました。最近では、1日あたり1万円以上の法律書を買っています。古い法律書については、定価より高い値段がついていることもしばしばあります。しかし、必要と思えば躊躇なく購入します。1冊の本に5万円以上支払ったことも何度もあります。2020年度の図書関係費は420万円を超えました。個人事務所としてはかなり多い部類ではないでしょうか。

では、私がなぜこんなに法律書を買うようになったのか。それは、私の弁護修習の指導担当であり、かつ、登録時に私を採用した春山九州男会員（福岡県弁護士会）の影響です。

もう20年も前の話になりますが、私は、高校3年生の頃に、落葉状天疱瘡という難病で3か月間入院しました。今でも治療を継続しています。自己抗体が表皮の細胞を攻撃し、全身の皮膚に水疱やびらんを作るもので、若い世代で発症することはほぼないばかりか、日本でも約6000人程度の患者数しかおらず、根治する治療法が見つかっていないというまれな疾病です。

九州大学法学部を受験して合格したものの、病気は一向によくなりませんでした。日光にあると悪化するので、ほっかむりをして大学に通っている状況でした。大学3年生になっても治る見込みがなく、一般企業への就職も困難ということで、「自活するための資格を取ろう」と考え、司法試験を受けることを決断しました。

奨学金を借りて、九州大学法科大学院に進学し、なんとか1回で司法試験には合格しました。しかし、やはり病気は治らず、就職は困難でした。特に私の世代（新63期）は就職難の世代で、何も問題を抱えていない順風満帆と思われる同期でも就

ひと筆

職活動にととも苦勞していました。私も多数の事務所に応募しましたが、ほぼ書面落ちしています。先輩弁護士も参加する飲み会に参加してみたこともありますが、「君みたいな人じゃ弁護士としてやっていけないよ。」などという心ない言葉を投げってくる人もいて、私は、ますます自信を喪失して萎縮していました。今考えると、とんでもない先輩弁護士なのですが、その当時の私は「ご指導ありがとうございます。」といったお礼状まで出していたのです。

就職先がなく途方にくれていた私を採用してくれたのが、弁護修習の指導担当者であった春山九州男会員でした。それまでの就職活動の厳しさに、すっかり萎縮してしまっていた私に対して、「僕は君を投げ出すようなまねはしない」という温かい言葉をかけてくださったときの感動は今でも忘れられません。

そこで、2年間みっちり鍛えていただき、3年目に独立しました。独立の際にいただいた言葉が「君は学識で勝負しなさい」というものです。私をじっくり2年間観察し、そこに私の強みがあると思われたのでしょうか。春山九州男会員からは、弁護士としてどう生きるかについて、たくさん大事なことを教えていただきましたが、特にこの言葉が印象に残っています。この言葉がきっかけで、私は法律書を買いつける人生に一步踏み出すことになったのです。

法律書を買うときには、新しいものを選ぶのが普通だと思います。もちろん私も新刊を購入します。しかし、現在の問題に関しても、案外「昔の本」にヒントが隠されている場合も少なくありません。良い記述や、良い裁判例でも、近時の体系書や判例検索データベースに取り上げられなかったことで忘れられてしまっていることも多々あります。また、最高裁判例も、当時の法律書を踏まえて読むことでその意味が理解できることもあります。古い法律書も、当時は「最新」の法律書だったのですから。そうしたものを発見して、掘り起こしたときには「やった！」という気持ちになります。我妻榮先生の『新訂物権法（民法講義Ⅱ）』（岩波書店、1983年）にある一文から、敗訴判決を逆転することができたこともあります。この経験は、今でも忘れられません。読まれない文献は存在しないものと同じですが、実務で活用することにより息を吹き返します。

今は、インターネットで検索するだけで多くの情報が得られます。判例データベースで検索をするだけで、裁判例も多数見つけられます。それに、近時の実務家向けの本をめくれば、大体の事件については解決できるでしょう。しかし、それで解決しない場合、あるいは得られた結論が依頼者の要望に合致しない場合もあります。そういったときに、古い法律書を買って集めていることが意味を持つのです。ここまでする弁護士はなかなかいません。だからこそ、やる意味があると考えていま

ひと筆

す。

なお、私は警察官向けに作成された書籍もかなり購入しています。これも他の弁護士はあまり購入していないようです。

しかし、警察実務がどう動いているのかを知るためには、警察官向けの書籍が一番参考になります。ここでしか得られない実務知識もあります。

一例を挙げると、高森高德編著『新 事件送致書類作成要領 一件書類記載例中心』（立花書房、2010年）20頁にはこのような記載があります。

「公判前整理手続に付される事件については、捜査報告書も証拠開示の対象とされることがあるので、捜査報告書を作成する場合には、捜査の進捗状況や見通し等を考慮し、作成の要否や時期を適切に判断する必要があり、場合によっては、これらにつき担当検察官と打ち合わせをすべきである。また、捜査手法や捜査協力者等で秘匿しなければならない情報については、記載しないようにする。」

こういった話はなかなか表にでないのですが、警察官向けの本にはさりと書かれています。証拠の見え方が変わることは言うまでもないでしょう。

最近では、法律書も、どんどん電子書籍化が進み、サブスクリプションモデルのサービスも複数出てきました。私は利用したことがないですが、定額料金を支払えば、登録されている書籍や雑誌の横断検索ができるようです。確かに便利でしょう。

しかし、そうになると、更に古い法律書については顧みられることが少なくなり、過去の知恵が忘れられていく傾向も進むと思っています。私は、これからも古い法律書を集めて、過去の知恵を実務に生かしていきたいと思っています。